

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県小児慢性特定疾患治療研究事業医療給付措置費負担命令規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方税法、租税特別措置法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受ける者の世帯に係る小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付の措置に要する費用の負担金（以下「負担金」という。）の支払については、生活保護法による保護を受ける世帯と同様の取扱いとする。
- (2) 負担金を決定するための収入額による世帯の区分を定める規定中、区分の基準となる所得税額について、所得税から住民税へ移譲された額に相当する額を減額する。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布日とする。

歯科技工士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

歯科技工士法に基づく知事の権限に属する事務について、その事務処理権限が保健所長から総合事務所長に改められたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県歯科技工士法施行細則に改める。
- (2) 申請書等の経由先を総合事務所長（現行 保健所長）に改める。
- (3) 歯科技工所等の広告事項の許可の申請手続を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 看護師学校養成所の教育内容の基準が見直されことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他学校の管理運営に関し必要な見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 在学することができる期間は6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）とする。
- (2) 学科の教育内容、授業科目及び単位数を改める。
- (3) 入学前の既修得単位の認定について、学校において修得したもものとして認定することのできる大学等に歯科衛生士養成所等を加える等の改正を行う。
- (4) 転入による入学及び転学の手続について定める。
- (5) 休学することのできる期間は通算して2年以内とし、在学することができる期間に算入しないものとする。
- (6) 学校に副校長及び教務主幹を置く。
- (7) 学校の円滑な運営を図るための運営会議等について定める。
- (8) その他所要の規定の整備を行う。
- (9) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県立看護師等養成施設の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、倉吉総合看護専門学校（以下「学校」という。）においては、保健師を養成しないこととされたことに伴い、所要の改正を行う。
- (2) その他学校の管理運営に関し必要な見直しを行う。

2 規則の概要

- (1) 保健助産学科の名称を助産学科に改め、その定員を16人（現行 20人）とする。
- (2) 次のとおり学科の修業年限及び在学することができる期間を定める。

学科	修業年限	在学することができる期間
第1看護学科	3年	6年（転入により、第2学年に入学する者にあつては5年、第3学年に入学する者にあつては4年）
第2看護学科	2年	4年（転入により第2学年に入学する者にあつては3年）
助産学科	1年	2年

- (3) 第1看護学科の学習内容等を改め、及び助産学科の学習内容等を定める。
- (4) 入学前の既修得単位の認定について、学校において修得したもとして認定することのできる大学等に歯科衛生士養成所等を加える等の改正を行う。
- (5) 転入による入学及び転学の手続について定める。
- (6) 休学することのできる期間は通算して2年以内とし、在学することができる期間に算入しないものとする。
- (7) 学校に副校長及び教務主幹を置く。
- (8) 学校の円滑な運営を図るための運営会議等について定める。
- (9) その他所要の規定の整備を行う。
- (10) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とするイの一部を除き、平成21年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。